

6 報告書の記載例

伐採方法が皆伐の場合の伐採に係る状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月20日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和4年9月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採の実施状況

全ての地番の伐採面積を記載する。

伐採面積	2.00ha（うち人工林2.00ha）		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先	（有）〇〇林業		
伐採樹種	スギ		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和4年11月15日～令和4年12月10日		
集材方法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 500m		

3 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（〇～〇）」のように記載すること。

伐採方法が択伐の場合の伐採に係る状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

〇〇市長 殿

令和4年12月15日

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和4年9月15日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

2 伐採の実施状況

全ての地番の伐採面積を記載する。

伐採面積	2.00ha（うち人工林0.00ha、天然林2.00ha）		
伐採方法	皆伐・ <u>択伐</u>	伐採率	40%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	<u>有</u> ・無		
作業委託先	〇〇森林組合		
伐採樹種	その他広葉樹		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和4年10月1日～令和4年11月31日		
集材方法	<u>集材路</u> ・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 400m		

3 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合の伐採に係る状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

〇〇市長 殿

令和5年4月20日

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30
日以内であり、適正。

令和5年2月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の実施状況

伐採面積が1ha以下であり、適正。
なお、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、0.5ha以下であることを確認。

伐採面積	0.50ha（うち人工林0.50ha、天然林0.00ha）		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先	(有) □□林業		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和5年3月12日～令和5年3月30日		
集材方法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員 3m	延長	100m

3 備考

伐採後に宅地造成を予定（転用予定時期：令和6年2月）

伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。